

報告第16号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

番号	専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
1	令和4年7月19日	41,322円	足立区六町 四丁目12番 12号 デリカフーズ株式会社 代表取締役 小林憲司	足立区六町四丁目12番先における堰場排水樋管撤去及び護岸耐震工事の施行に伴い、相手方所有の工作物を破損等する損害を与えた。
2	令和4年8月1日	91,300円	足立区谷中 在住者	令和4年1月13日、沖谷公園内の樹木の根が相手方の所有する住宅の敷地まで伸び、同敷地内に設置されている汚水桝の配管内に詰まったことにより、相手方にこれを除去する費用に相当する額の損害を与えた。